

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年5月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第24号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「及び12月」とあるのは、「に支給する場合には100分の147.5、12月」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当をこの条例による改正後の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）付則第3項の規定による読替え前の新条例第6条第2項の規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合と新条例付則第3項の規定による読替え後の新条例第6条第2項の規定によりこの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこの手当の取扱いについては、期末手当に相当する民間の賃金の支払状況、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の適用を受ける職員に係る期末手当等の支給状況等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。